

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和8年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業のうち、次の事業に係る検診等の実施、検診情報の記録管理等を行う。 対象となる健康増進事業 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④がん検診 対象事業に関して、情報提供ネットワークシステムによる情報の提供と照会を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、第141条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康課
②所属長の役職名	こども・健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。
	判断の根拠	・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、受け渡し記録に残す。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、宛先と違う者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	山県市情報セキュリティポリシー及び山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、例えば次のような漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
平成29年6月9日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年6月1日 時点
平成29年6月9日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年6月1日 時点
平成30年7月9日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点
平成30年7月9日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康介護課長 藤田弘子	健康介護課長
令和1年6月18日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点
令和1年6月18日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	なし	追加
令和2年6月8日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点
令和2年6月8日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点
令和3年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点
令和3年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点
令和4年3月3日	I-1-②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、 訪問指導、各種検診など、住民の健康増進の	健康増進法第19条の2に基づく健康 増進事業として、次の事業に係る検診等の実施
令和4年3月3日	I-1-③システムの名称	住民健診システム、統合宛名ファイル	健康管理システム、統合宛名シス テム
令和4年3月3日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番76	番号法第9条第1項、別表第一 76 番号法別表第一の主務省令で定め
令和4年3月3日	I-4-①情報提供ネットワーク システムによる情報連携①実	実施しない	実施する
令和4年3月3日	I-4-②情報提供ネットワーク システムによる情報連携①実	—	番号法第19条第8号、別表第二の 番号法別表第二の主務省令で定め
令和4年6月10日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点
令和4年6月10日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点
令和5年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点
令和5年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点
令和6年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点
令和6年12月13日	I 1①事務の概要	健康増進法第19条の2に基づく健康相談等として、次の事業に係る検診等の実施、検診情報の記録管理等を行う。 対象となる健康増進事業 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④がん検診 対象事業に関して、情報提供ネットワークシステムによる情報の提供と照会を行う。	健康増進法第19条の2に基づく健康 増進事業のうち、次の事業に係る検診等の実 施、検診情報の記録管理等を行う。 対象となる健康増進事業 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④がん検診 対象事業に関して、情報提供ネット ワークシステムによる情報の提供と照会を行う。
令和6年12月13日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	番号法第9条第1項、別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事 業命令第54条

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和6年12月13日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表139の項第141条
令和6年12月13日	IVリスク対策 2特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である
令和6年12月13日	IVリスク対策 3特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	特に力を入れている	十分である
令和6年12月13日	IVリスク対策 3特定個人情報の使用 権限のない者によって不正に使用されるリスク対策	特に力を入れている	十分である
令和6年12月13日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である
令和6年12月13日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である
令和6年12月13日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である
令和6年12月13日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン「マイナンバー登録や副本登録の際からのマイナンバー取得の徹底や照会を行う際には4情報又は住所情報等による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、個人情報取扱実施手順に則り、人生するリスクに対し、例えば次のようにしている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込み、処理手順をマニュアル化し、事務取扱で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際（US用する場合を含む。）は、事前に、パスワードによる保護、確実なマスクを行うとともに、受け渡し記録に残す。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する場合は宛先に間違いがないか、宛先と違う個人情報が含まれていないかなど、チェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSEできない書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、発生するリスクへの対策は「十分である」と判断される。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和6年12月13日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8特定個人情報の漏えい、滅失、毀損対策
令和6年12月13日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	—	山県市情報セキュリティポリシー、特定個人情報取扱実施手順に則り、このような漏えい・滅失・毀損を防ぐ安全管理措置、技術的安全管理措置している。 ・特定個人情報を含む書類やUSB錠できる書棚等に保管することを徹底 ・USBメモリは、事前に許可を得た利用可能となるよう業務端末上制御する。また、使用する場合は、暗号化による保護等を行うルールを周知している。 ・業務システムについては堅牢なサーバーにて運用しており、バックアップしている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報記録された書類等が混入していないかによる確認を行ったことを確認する ・特定個人情報が記録された書類の場合には、廃棄場所まで職員が同行し、廃棄されたことを確認すること。これらの対策を講じていることから漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分である」と考えられる。
令和7年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点
令和7年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点
令和8年6月1日	I 評価実施機関における担当部署	①部署 健康介護課 ②所属長の役職名 健康介護課長	①部署 こども・健康課 ②所属長の役職名 こども・健康課長
令和8年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年6月1日 時点
令和8年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年6月1日 時点

	提出時期	提出時期に係る説明
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
健康相談等とし、検診情報システム、中間	事前	
項	事前	
する事務を定	事前	
	事前	
102の2の項、	事前	
する事務及び	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
	事後	
健康増進事業実施、検診情	事後	評価の再実施による見直し
ワークシステ		
事務を定める	事後	法令改正に伴う変更

	提出時期	提出時期に係る説明
省令第2条の	事後	法令改正に伴う変更
	事後	評価の再実施による見直し
	事後	評価の再実施による見直し
	事後	評価の再実施による見直し
	事後	評価の再実施による見直し
	事後	評価の再実施による見直し
	事後	評価の再実施による見直し
	事後	様式変更に伴う項目追加
マイナンバー インに従い、 には、本人 、住基ネット を含む3情報 る。 山県市特定 為的ミスが発 うな対策を講 入込んだ事務 取扱担当者間 B メモリを使 増号化、パス グ処理等を 。 考する際は、 う者の特定個 ダブルチェッ メモリは、施 放底する。 られていない 、人為的ミス である」と考	事後	様式変更に伴う項目追加

	提出時期	提出時期に係る説明
毀損リスク対	事後	様式変更に伴う項目追加
及び山県市 人、例えば次 ための物理的 装置等を講じ メモリは、施 散底する。 媒体のみ使 を行ってい に、パスワード 散底してい データセン 取得して 個人情報 いか、複数人 にこと。 等を廃棄す 立会い、確実 、特定個人情 対策は「十分	事後	様式変更に伴う項目追加
	事後	
	事後	
課長	事後	
	事後	
	事後	